

ＪＰ響灘廃棄物処分場及び響灘西部廃棄物処分場に係る 産業廃棄物等の埋立処分の基準に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、ひびき灘開発株式会社（以下「当社」という。）のＪＰ響灘廃棄物処分場及び響灘西部廃棄物処分場（以下「処分場」という。）に係る産業廃棄物及び土砂（以下「廃棄物等」という。）の埋立処分にあたり、受入れの基準について定め、廃棄物等を適正に処分し、処分場の適切かつ円滑な運営を確保することにより、環境の保全を図ることを目的とする。

(廃棄物等の受入基準)

第2条 処分場に受入れる廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、その他の法令等に定める基準に適合したものとする。

以下に受入れる廃棄物等のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び受入基準について示す。

2 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物等は受入れないものとする。

(1) 特別管理産業廃棄物

(2) 次のいずれかのもの、それらが付着又は封入されているもの

- ①毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
- ②農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬
- ③消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物

(3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液状のもの

(4) 紙くず、木くず、繊維くず

(5) 動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等の腐敗するもの

(6) 処分場内の水質を悪化させるおそれがあり、排水処理に支障をきたすおそれのあるもの

- ①油膜を生じるもの
- ②発色性及び発泡性を有するもの

(7) 処分場及びその周辺の環境を悪化させ又は処分場における作業を阻害するおそれがあると判断されるもの

- ①悪臭を発するもの
- ②飛散又は浮遊するもの
- ③引火性、発火性、爆発性を有する又は発熱、火気、熱気を帯びるもの
- ④有毒ガスが発生するもの
- ⑤受入時に水分が分離しているもの

(8) 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物

(9) 搬入時に内容物が確認できないもの

(10) 埋立処分、土地利用及び処分場の安定構造等に支障をきたすおそれのあるもの

3 個別基準

処分場に受入れる廃棄物等の種類及び個別基準は、下表のとおりとする。

廃棄物等の種類		個別基準
産業廃棄物	燃え殻	熱灼減量 10%以下に焼却したもの 大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの
	汚泥	無機性汚泥（熱灼減量 15%以下であるもの） 含水率 85%以下に脱水したもの
	ゴムくず	最大径概ね15cm以下に破碎し、切断したもの
	金属くず	最大径概ね30cm以下に破碎し、切断したもの
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	
	鋳さい	最大径概ね30cm以下のもの
	ばいじん	湿式集塵施設で捕集したものは、含水率 85%以下に脱水したもの その他の集塵施設で捕集したものは、大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの
	がれき類	最大径概ね30cm以下に破碎し、切断したもの 木くず等他の廃棄物が混在しないもの
土砂	良質土砂	最大径概ね10cm以下のものであって、次項の土砂の判定基準を満足し、覆土材等として利用できる良質なものを（山土及び地山等の掘削土砂）
	一般土砂	最大径概ね 30cm 以下のものであって、事前に土壌汚染のおそれがないことを確認したもの
	管理土	最大径概ね30cm以下のものであって、次項の土砂の判定基準を超え、廃棄物等の受入基準を満足するもの
	浚渫土砂	河川又は港湾等の浚渫工事に伴い発生する土砂で、次項の土砂の判定基準を満足し、受入れ時の性状が第3種建設発生土と同等のもの

注. 石綿含有産業廃棄物（石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの）については、埋立てに支障のない範囲で個別基準に定める大きさの適用を除外し、2m以下（中空の状態でないもの）とする

4 受入基準

処分場に受入れる廃棄物等は下表の受入基準を満足するものとする。

廃棄物等の受入基準		
分析項目	溶出基準値 (mg/ℓ以下)	
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	水銀又はその化合物 ※1	0.005
3	カドミウム又はその化合物	0.03
4	鉛又はその化合物	0.1
5	有機燐化合物	1
6	六価クロム化合物	0.2
7	砒素又はその化合物	0.1
8	シアン化合物	1
9	P C B	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2
13	四塩化炭素	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
20	1,4-ジオキサン	0.5
21	チウラム	0.06
22	シマジン	0.03
23	チオベンカルブ	0.2
24	ベンゼン	0.1
25	セレン又はその化合物	0.1
26	ふっ素及びその化合物	15
27	ほう素及びその化合物	30
28	クロロエチレン	-
29	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g ※3
30	含水率	85%以下 ※3
31	熱灼減量 ※2	10%以下 ※3
32	p H	- ※4
33	C O D	-
34	フェノール類	-
35	亜鉛	-
36	総クロム	-
37	チオシアン酸イオン	-
38	塩化物イオン	-
39	全有機体炭素 (TOC)	-

土砂の受入基準	
溶出基準値 (mg/ℓ以下)	含有量基準値 (mg/kg以下)
検出されないこと	-
0.0005	15
0.003	45
0.01	150
検出されないこと	-
0.05	250
0.01	150
検出されないこと	50
検出されないこと	-
0.01	-
0.01	-
0.02	-
0.002	-
0.004	-
0.1	-
0.04 ※5	-
1	-
0.006	-
0.002	-
0.05	-
0.006	-
0.003	-
0.02	-
0.01	150
0.01	-
0.8	4,000
1	4,000
0.002	-
-	1,000pg-TEQ/g

※1 水銀含有ばいじん等の受入基準は、上記溶出基準値に加え、水銀の含有量が1,000mg/kg未満のものとする。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定める産業廃棄物焼却施設(焼却能力は考慮しない)以外で焼却された「燃え殻」、「汚泥」は、熱灼減量15%以下とする。

※3 ダイオキシン類、含水率及び熱灼減量については、含有量基準値とする。

※4 廃掃法の運用に伴う留意事項(昭和46年10月25日 環整45号)別紙(4)、(5)において「廃酸」、「廃アルカリ」を、pHを5.8以上、8.6以下に調整した際に生じる沈殿物を「汚泥」として取り扱う場合、当該基準を満たすこととする。

※5 土砂の受入基準において、シス-1,2-ジクロロエチレンとは、シス体とトランス体の総和とする。

注) 関係法令及び当該規程で基準値として定めのないものは「-」表記とする。

(溶出試験等結果の提出等)

第3条 契約申請時等に必要な廃棄物等の溶出試験及び含有試験（以下「溶出試験等」という。）の分析項目は、別表1～3のとおりとする。なお、廃棄物等の発生工程及び土地履歴を考慮して溶出試験等の分析項目を追加又は免除することができる。さらに、当社が必要と判断した場合、別表1～3の分析項目1～39以外の項目及び分析頻度の指定等を別途行うことができる。

2 契約申請時等の溶出試験等の試料採取は、濃度計量証明事業である者が行い、試料採取及び分析費用は排出事業者の負担とする。

3 分析結果表を提出する場合は下記の項目を明記する。

- ① 試料名、試料採取日、分析年月日
- ② 試料採取者
- ③ 試料液の作成方法、分析方法

4 溶出試験等の分析頻度は、下表のとおり。

なお、海上輸送（ガット船による搬入）する場合は、排出事業者が分析結果表を搬入予定日の5営業日前までに当社へ提出（1船毎、廃棄物の種類毎及び発生場所毎）し、当社の承認を得る。

年間搬入量		溶出試験等の分析結果の提出頻度
分析頻度	100トン未満	管理型廃棄物については、契約申請時に分析結果の提出を課すものとする。なお、安定型廃棄物については、契約申請時の分析を免除することができる。
	100トン以上	契約申請時に年1回の分析結果の提出を課すものとする。

年間搬入量の算定にあたって、過去に搬入実績があった場合、当社が起算する直近12ヶ月間の搬入量を年間搬入量として、分析頻度を判断する。

(搬入時検査等の実施)

第4条 廃棄物等を適正に埋立処分するため必要に応じ、搬入される廃棄物等について、目視検査、抜取検査及び展開検査を実施する。また、搬入前においても必要があると判断する時は、廃棄物等の発生場所又は搬出場所での立入調査及び抜取検査等を実施することができる。

(搬入停止)

第5条 前条の規定に基づく検査の結果、第2条に定める個別基準及び受入基準に違反する事実が判明した場合、ただちに当該廃棄物等の搬入を停止する。なお、抜取検査において、基準違反が判明した場合は、保管された当該廃棄物等を排出事業者の責任において速やかに撤去する。

(搬入停止の解除)

第6条 前条の規定に基づき搬入を停止した廃棄物等について、目視検査及び展開検査においては、当社が改善を確認できた場合は、搬入停止の解除を行う。抜取検査においては、排出事業者が原因調査及び改善措置に関する報告書を提出し、当社の承認後、当社社員が立入検査等の改善確認を行い、第2条に定める個別基準及び受入基準に適合することを当社が確認できた場合は、搬入停止の解除を行う。なお、原因調査及び改善措置に係る費用は排出事業者の負担とする。

2 前項の規定に基づき搬入停止を解除した場合は、排出事業者が当該廃棄物等の搬入再開後、6ヶ月間

当該違反項目の溶出試験等を実施し、その結果を当社へ提出する。なお、費用は排出事業者の負担とする。

3 前項の分析頻度は原則1回/月とする。但し、搬入が月に1回未満の場合は、状況に応じて当社が指定する間隔で6回とする。

(契約の解除)

第7条 第2条の規定による受入基準に対し、悪質な違反が判明した場合もしくは度重なる違反があった場合には、契約を解除することができる。

(規程の改定)

第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令が改正された場合は、この規程は自動的にそれに従う。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

付則	この規程は昭和61年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成元年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成7年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成8年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成10年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成13年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成14年12月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成22年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成25年6月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成26年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成26年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成28年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成29年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成29年10月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成30年7月1日から施行する。
付則	この改正規程は平成31年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は令和2年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は令和3年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は令和5年8月1日から施行する。
付則	この改正規程は令和6年4月1日から施行する。
付則	この改正規程は令和7年4月1日から施行する。

【別表1】陸上輸送及び海上輸送1船目の分析項目表

分析項目	A ば 燃 い え じ 殻 ん		B 鉍 さ い		C (汚 泥 製 造 業)		D (汚 泥 中 間 処 理)		E が 陶 ガ れ 磁 ラ き 器 ス 類 く ず く ず 及 び		F 金 属 く ず		G 土 砂		摘要
	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	
	1 アルキル水銀化合物 ※1	△		△		△		△		△		△		○	
2 水銀又はその化合物 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	
3 カドミウム又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○	○	
4 鉛又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○	○	
5 有機燐化合物							○						○		
6 六価クロム化合物	○		○		○		○		○		○		○	○	
7 砒素又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○	○	
8 シアン化合物 ※3					○		○		△				○	○	
9 PCB							○						○		
10 トリクロロエチレン							○						○		
11 テトラクロロエチレン							○						○		
12 ジクロロメタン							○						○		
13 四塩化炭素							○						○		
14 1,2-ジクロロエタン							○						○		
15 1,1-ジクロロエチレン							○						○		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン							○						○		
17 1,1,1-トリクロロエタン							○						○		
18 1,1,2-トリクロロエタン							○						○		
19 1,3-ジクロロプロペン							○						○		
20 1,4-ジオキサン	○				○		○						○		
21 チウラム							○						○		
22 シマジン							○						○		
23 チオベンカルブ							○						○		
24 ベンゼン							○						○		
25 セレン又はその化合物	○		○		○		○		○		○		○	○	
26 ふっ素及びその化合物	○		○		○		○		○				○	○	
27 ほう素及びその化合物			○		○		○		○				○	○	
28 クロロエチレン													○		
29 ダイオキシン類 ※4		△		△		△		△		△		△		△	
30 含水率		○			○		○								
31 熱灼減量		○			○		○								
32 pH	○		○		○		○		○		○		○		
33 COD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34 フェノール類	○		○		○		○		○		○		○		
35 亜鉛	○		○		○		○		○		○		○		
36 総クロム	○		○		○		○		○		○		○		
37 チオシアン酸イオン	○		○		○		○		○		○		○		
38 塩化物イオン	○		○		○		○		○		○		○		
39 全有機体炭素 (TOC)					○		○								

備 考

- ①産業廃棄物の試験方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示13号(改正平成25年2月21日環境省告示9号))によること。
- ②土砂の試験方法は「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号(改正平成26年3月20日))によること。
- ③産業廃棄物の含有量の試験方法は「底質調査法」(昭和63年9月8日環水令第127号(改正平成24年8月8日))によること。
- ④燃え殻の熱灼減量の試験方法は「昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部 環境整備課長通知の別紙2のII」によること。
- ⑤ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年12月27日環境省告示第80号)」によること。

【別表2】海上輸送2船目以降の分析項目表

分析項目	H ば燃 いえ じ殻 ん		I 鉍 さい		J 汚 泥 (製 造 業)		K 汚 泥 (中 間 処 理)		L が陶 れ磁 器 く ず 及 び		M 金 属 く ず		N 土 砂		摘要
	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	溶出	含有	
	1 アルキル水銀化合物 ※1	△		△		△		△		△		△		◎	
2 水銀又はその化合物 ※2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎		◎	◎	
3 カドミウム又はその化合物	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	◎	
4 鉛又はその化合物	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	◎	
5 有機燐化合物													◎		
6 六価クロム化合物	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	◎	
7 砒素又はその化合物	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	◎	
8 シアン化合物 ※3					◎		◎		△				◎	◎	
9 P C B															
10 トリクロロエチレン															
11 テトラクロロエチレン															
12 ジクロロメタン															
13 四塩化炭素															
14 1,2-ジクロロエタン															
15 1,1-ジクロロエチレン															
16 シス-1,2-ジクロロエチレン															
17 1,1,1-トリクロロエタン															
18 1,1,2-トリクロロエタン															
19 1,3-ジクロロプロペン															
20 1,4-ジオキサン															
20 チウラム															
21 シマジン															
22 チオベンカルブ															
23 ベンゼン															
24 セレン又はその化合物	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	◎	
26 ふっ素及びその化合物	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	◎	
27 ほう素及びその化合物													◎	◎	
28 クロロエチレン															
29 ダイオキシン類 ※4														△	
30 含水率		◎													
31 熱灼減量															
32 p H					◎		◎								
33 C O D															
34 フェノール類															
35 亜鉛															
36 総クロム															
37 チオンアン酸イオン															
38 塩化物イオン															
39 全有機体炭素 (TOC)															

備考

- ①産業廃棄物の試験方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示13号(改正平成25年2月21日環境省告示9号))によること。
- ②土砂の試験方法は「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号(改正平成26年3月20日))によること。
- ③産業廃棄物の含有量の試験方法は「底質調査法」(昭和63年9月8日環水管第127号(改正平成24年8月8日))によること。
- ④燃え殻の熱灼減量の試験方法は「昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部 環境整備課長通知の別紙2のII」によること。
- ⑤ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年12月27日環境省告示第80号)」によること。

【別表3】初回契約時の分析項目表（フル項目）

分析項目	受入基準値		初回契約時		摘要
			全ての廃棄物等		
	溶出基準値 (mg/以下)	含有基準値 (mg/kg以下)	溶出試験	含有量試験	
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	●		凡例 ●：分析項目（初回契約） ▲：条件付指定項目 （下記に該当した場合、分析指定） ※1 水銀含有ばいじん等の受入基準は溶出基準値に加え、水銀の含有量が1,000mg/kg未満のものとする。 ※2 「ダイオキシン類」はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から発生するもの又は同施設の解体等によって発生する場合、分析を課す。
2 水銀又はその化合物 ※1	0.005	1000	●	●	
3 カドミウム又はその化合物	0.03	—	●	●	
4 鉛又はその化合物	0.1	—	●	●	
5 有機燐化合物	1	—	●		
6 六価クロム化合物	0.2	—	●	●	
7 砒素又はその化合物	0.1	—	●	●	
8 シアン化合物	1	—	●	●	
9 P C B	0.003	—	●		
10 トリクロロエチレン	0.1	—	●		
11 テトラクロロエチレン	0.1	—	●		
12 ジクロロメタン	0.2	—	●		
13 四塩化炭素	0.02	—	●		
14 1,2-ジクロロエタン	0.04	—	●		
15 1,1-ジクロロエチレン	1	—	●		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	—	●		
17 1,1,1-トリクロロエタン	3	—	●		
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06	—	●		
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02	—	●		
20 1,4-ジオキサン	0.5	—	●		
21 チウラム	0.06	—	●		
22 シマジン	0.03	—	●		
23 チオベンカルブ	0.2	—	●		
24 ベンゼン	0.1	—	●	●	
25 セレン又はその化合物	0.1	—	●	●	
26 ふっ素及びその化合物	15	—	●	●	
27 ほう素及びその化合物	30	—	●	●	
28 クロロエチレン	—	—	●	●	
29 ダイオキシン類 ※2	—	3ng-TEQ/g		▲	
30 含水率	—	85%以下		●	
31 熱灼減量	—	10%以下		●	
32 p H	—	—	●		
33 C O D	—	—	●	●	
34 フェノール類	—	—	●		
35 亜鉛	—	—	●	●	
36 総クロム	—	—	●	●	
37 チオシアン酸イオン	—	—	●		
38 塩化物イオン	—	—	●		
39 全有機体炭素 (TOC)	—	—	●		

備考

- ①産業廃棄物の試験方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示13号（改正平成25年2月21日環境省告示9号））によること。
 - ②土砂の試験方法は「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号（改正平成26年3月20日））によること。
 - ③汚泥の熱灼減量並びにその他金属等の含有量の試験方法は「底質調査法」（昭和63年9月8日環水管第127号（改正平成24年8月8日））に準拠すること。
 - ④燃え殻の熱灼減量の試験方法は「昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部 環境整備課長通知の別紙2のII」によること。
 - ⑤ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年12月27日環境省告示第80号）」によること。
- ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定める産業廃棄物焼却施設（焼却能力は考慮しない）以外で焼却された「燃え殻」及び「汚泥」は、熱灼減量15%以下とする。
- ※廃掃法の運用に伴う留意事項(昭和46年10月25日 環整45号)別紙(4)、(5)において「廃酸」、「廃アルカリ」を、pHを5.8以上、8.6以下に調整した際に生じる沈殿物を「汚泥」として取り扱う場合、当該基準を満たすこととする。